

北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則 の一部改正（素案）について

1 条例の名称

2050年までに、温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、地球温暖化対策を推進していくことを分かりやすく示すような名称への改称を予定しています。

2 総則的事項

(1) 目的

目的規定にゼロカーボン北海道の実現について規定します。

(2) 基本理念

ゼロカーボン北海道の実現に向け、基本理念を定めることとします。

ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組は、次の事項を基本として推進されなければならないものとしします。

- 全ての関係者の主体的かつ積極的な参画及び密接な連携の下に取組が進められること。
- 生物の多様性の保全への影響を考慮した本道の豊かな自然環境の保全や経済・生活の向上などを統合的に推進する必要があるとの認識の下に取組が進められること。
- 本道の豊富な再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることにより取組が進められること。

(3) 道の責務

道の責務として、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

- 大学その他の研究機関との連携
- 専門的知識又は技術を有する人材の育成
- 気候変動教育並びに環境に関する教育及び学習の推進
- 調査研究及び技術開発の促進、産業の育成等
- 事業者及び道民の行動変容の促進
- 情報の提供

(4) 観光旅行者等の責務

観光、ビジネス等で一時的に滞在する者についても、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力し、温室効果ガスの排出の量の削減に取り組むこととします。

3 地球温暖化対策推進計画

地球温暖化対策推進計画に基づく施策について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することとします。

4 事業活動に関する地球温暖化対策

事業活動に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

(1) 事業者の温室効果ガスの排出の量の削減

- 事業者は、その事業活動において排出する温室効果ガスの排出の量を把握し、その事業形態に応じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出の量の削減等に資する措置を講ずるよう努めるものとします。
- 道は、事業者による自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を促進するため、温室効果ガスの排出の量の把握方法などの情報を提供することとします。

(2) カーボン・オフセットの推進

- 事業者は、その事業活動において排出する温室効果ガスの排出の量の削減が困難な場合において、道内でカーボン・オフセット（温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は排出削減・吸収を実現する活動を実施すること等により、温室効果ガスの排出の量の全部又は一部を埋め合わせることを）を行うよう努めることとします。
- 道は、カーボン・オフセットへの理解及び取組を促進するため、情報提供など必要な措置を講ずることとします。

(3) 製品・サービスの開発等

- 事業者は、温室効果ガスの排出の量が少ない製品又はサービスの開発、販売若しくは提供を行うよう努めることとします。
- 道は、温室効果ガスの排出の量が少ない製品又はサービスの普及を促進するため、情報提供など必要な措置を講ずることとします。

(4) 事業者温室効果ガス削減等計画書等の作成

- 事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出期限を 12 月末日までとしているところ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書等の提出時期と合わせて、7 月末日までとし、電子による方法での提出を可能とすることとします。
- 事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の項目に、温室効果ガスの排出の量の削減目標又は実績、再生可能エネルギーの導入目標又は実績、温室効果ガス吸収源対策を追加することとします。
- 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出を要する特定事業者（事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者）のうち自動車運送事業に係る事業者の規模要件を拡大することとします。

具体的には、以下のとおりとします。

その使用の本拠の位置を道内に登録している自動車の種類	保有台数	
	現行	改正後
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（トラック）	200 台以上	100 台以上
道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（バス）	200 台以上	100 台以上
道路運送法第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（タクシー）	350 台以上	150 台以上

(5) 特定事業者以外による事業者排出量簡易報告書の作成

- 特定事業者以外の事業者について、任意で事業者排出量簡易報告書を知事に提出することができることとします。
- 任意で事業者排出量簡易報告書を提出しようとする場合は、7月末日までに、事業の概要、事業活動に伴うエネルギーの使用量又は温室効果ガスの排出の量、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組等について報告することとします。
- 事業者から提出された事業者排出量簡易報告書は、速やかに、その内容を公表することとします。

5 交通に関する地球温暖化対策

交通に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

(1) 次世代自動車の普及促進

- 自動車を使用し、又は所有しようとする者は、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車）を積極的に選択するよう努めることとします。
- 道は、ゼロカーボン・ドライブ（再生可能エネルギーを使って発電した電気と電気自動車等の活用により走行時の二酸化炭素の排出の量がゼロになる運転）の普及の促進を図るよう情報提供に努めることとします。

(2) 物流における温室効果ガスの排出の量の削減

- 物流事業者は、配送の共同化等による効率的な輸送に努めることとします。

6 機械器具に関する地球温暖化対策

機械器具に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

- 特定機械器具（未使用の機械器具であってエネルギーの消費量が相当程度多いもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ））の省エネルギー性能情報の表示・説明義務のある事業者の規模要件を撤廃し、特定機械器具を陳列して販売する全ての事業者は、その省エネルギー性能情報を表示・説明することとします。
- 特定機械器具に照明器具及び給湯器を追加することとします。
- 道は、機械器具を販売する事業者と連携し、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具の普及を図るよう情報提供に努めることとします。

7 建築物に関する地球温暖化対策

建築物に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加、拡充等を図ることとします。

(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

- 建築士は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化について建築主の理解を深めるため、新築等（建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替）の設計を行う場合には、必要な情報の提供に努めることとします。
- 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等について、建築物を購入し、又は賃借しようとする者の理解を深めるため、必要な情報の提供に努めることとします。
- 道は、積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅（北海道の気候風土に適した質の高い住

まい) など省エネルギー性能の高い建築物の普及促進に努めることとします。

(2) 道産木材の利用の促進

- 道内において新築等を行う建築物に道産木材を利用することは、長期にわたる炭素固定の効果や木材の輸送による温室効果ガスの排出の量の削減等に有効であるため、事業者及び道民は、道産木材の利用の推進に努めることとします。
- 道は、自ら整備する建築物に道産木材を利用するよう努めるとともに、建築物における道産木材の利用を促進するため、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的な情報の提供、木造建築物の設計等の知識を有する人材の育成など必要な措置を講ずることとします。

(3) 建築物環境配慮計画書等の作成

- これまで建築物環境配慮計画書の提出を求めてきた特定建築物（一定規模以上の建築物）に係る「新築・改築・増築」、「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」の行為のうち、「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」の行為については、建築物環境配慮計画書の提出を求めないこととします。
- 建築物環境配慮計画書の項目に、再生可能エネルギーの導入を図るために講ずる措置、道産木材の利用の状況を追加することとします。

(4) 適用除外

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条各号のいずれかに該当する建築物（居室を有しない建築物等）については、建築物に関する地球温暖化対策の規定を適用しないこととします。

8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加、拡充等を図ることとします。

(1) 地域の再生可能エネルギーの利用

道は、地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーがその地域で利用されるよう、地域の取組への支援など必要な措置を講ずることとします。

(2) 再生可能エネルギー計画書等の作成

- 再生可能エネルギー計画書及び再生可能エネルギー計画達成状況等報告書の項目に、調達する電気の電源構成見込又は実績、道内で発電された再生可能エネルギーによる電気の調達量見込又は実績を追加することとします。
- これまで再生可能エネルギー計画書の提出を求めてきた電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者、同項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同法第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者のうち、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者については、再生可能エネルギー計画書等の提出を求めないこととします。

(3) 再生可能エネルギーの調達量等の周知

小売電気事業者は、事業者及び道民による再生可能エネルギーの利用促進を図るため、再生可能エネルギーの調達量等の必要な情報の提供に努めることとします。

9 森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策

森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策として、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

(1) 森林・林業・木材産業の取組

- 事業者及び道民は、二酸化炭素の吸収量を維持・増加し、二酸化炭素の固定量を確保するため、森林の整備の推進及び保全の確保など道が実施する取組に協力するよう努めることとします。
- 道は、森林の整備の推進及び保全の確保を図るとともに、様々な分野での道産木材の利用を促進することとします。

(2) ブルーカーボンに関する取組

道は、ブルーカーボン（海洋生態系等によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の吸収源である藻場、干潟等に関する取組を支援するとともに、必要な情報の提供に努めることとします。

(3) 自然を活用した取組

道は、森林や沿岸生態系、湿地等の自然生態系の保管理を通じ、自然生態系が有する機能を活用した二酸化炭素の吸収源対策などに努めることとします。

10 地球温暖化の防止に関する理解の促進

道は、地球温暖化対策の重要性について事業者及び道民の相互の理解を深めるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずることとします。

11 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた行動

温室効果ガスの排出の量の削減に向けた行動として、次の事項について追加又は拡充を図ることとします。

(1) 道民の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減

道は、道民が日常生活において排出する温室効果ガスの量を把握し、当該排出量に応じて省エネルギーに資する取組を講ずるよう、温室効果ガスの排出の量の把握の方法、省エネルギーに資する取組等について、必要な情報を提供することとします。

(2) 地産地消の推進

事業者及び道民は、輸送に係る温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するため、道内で生産された農林水産物の積極的な消費に努めることとします。

(3) 廃棄物の発生の抑制

廃棄物の処理に伴い生じる温室効果ガスの排出の量を削減するため、事業者、道民等は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用並びに使用済の物品の再使用に努めることとします。

(4) 冷暖房機の温度等

- 事業者、道民等は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その使用する冷暖房機について適切な温度に保つよう努めることとし、事業者は、従業員に対し、温度に応じた服装の着用について必要な配慮に努めることとします。

12 気候変動適応の取組

気候変動適応の取組として、次の事項について規定することとします。

(1) 気候変動適応に関する施策の推進

道は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響（気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。）による被害の軽減・回避及び気候変動影響の活用の観点から、気候変動適応（気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。）に関する施策を推進することとします。

(2) 気候変動適応センター

気候変動適応を推進するため、道に気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（気候変動適応センター）を整備することについて条例に規定することとします。

13 財政上の措置

道は、施策推進のための必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。